

（質問第七十九号） 昭和二十二年十月二日配付

供出制度の理論的立場に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年九月三十日

参議院議長 松平恒雄殿

三
好
始

供出制度の理論的立場に關する質問主意書

過去に於ける食糧供出制度は、既に成立した食糧需給關係を基礎として、如何にして生産された食糧を、より多く政府管理下に置くかの、いわば政策的性格を持ち、再生産を重視する創設性に乏しかったことは否定し得ない。過去の供出制度の欠陥は正に生産増加に対する創設的意圖を充分織込み得なかつた点にあつたとみてよい。しかもかかる欠陥は生産増加の障害たりしのみでなく、供出確保の上にも失敗を繰返さざるを得なかつたのである。その原因は供出制度の理論的検討と、それを貫徹する政治力の貧困にあつた。そこで供出制度の理論に關し、次の質問を致したい。

一、実收主義と責任主義について。

- (1) 供出が自然價格で取引される賣買の一形式であり、單に買手の法的独占に過ぎないならば、供出制下に於て増産の障害となる經濟外的條件は存しない。ところが今日では、農民は供出價格と他物價との比較の上から、供出を賣買の一形態とは考えていない。従つて生産増加による供出量の増加は、自

由經濟時代に於ける販賣量の増加とは同一意義を持ち得ない。供出が実收主義による完全供出制とする限り、經濟的に農民の増産意欲を刺激する材料は、その中からは見出し得ない。

実收主義の欠陥を避けて尙且つ生産された食糧の公平なる分配を実現するには、責任供出主義と責任完遂後の農家余剩食糧の特別報償吸収の外にない。（此の場合、農家余剩食糧の自由処分の可否は食糧需給の現実に基いて判断せらるべきである。）

さて過去の供出制度は実收主義の建前をとり乍ら、超過供出報償を採用し、或いは還元配給を必要とするが如き過大供出を一部で行い、理論的に一貫しただけでなく、生産者間の不公平を招來し、農民に心理的惡影響を與え、生産増加の障害をなして來た。

以上に対する政府の所見如何

(2) 責任供出制は責任の基礎となるべき生産及び供出條件―特に耕地―の実態を把握することによつてのみ合理的に行い得る。然るに今次の臨時農業生産調整法案はこれらに関する從來の不正確な調査に

対し、根本的な整備をなすことなく、しかも順次上から下への割当をなさんとしている。これでは責任供出制の意義の大部分を失うもので、供出に対する政府の理論的立場を疑うものである。これに対する政府の説明を求めたい。

二、綜合主義と制限主義について。

過去の供出制度は大体において供出対象について制限主義をとり、綜合供出制をとつたことはあつても、それは冒頭に述べた如く、極めて対策的なものに止り、我が國食糧生産の根本的検討に伴われた創設性を欠いていた。私は我が國食糧生産の立地的検討の結果、西日本の旱魃地帯に水稻に代えて甘藷栽培を増加し、東北、北海道の冷害地帯に水稻に代えて麦類、馬鈴薯等の栽培を増加することが、食糧不足に対する根本的対策となり得る結論に到達した。かかる轉換過程を円滑に実現するには、國家の指導的政策と共に、供出に對し、創設的な綜合主義をとることを必要とする。これに対する政府の所見如何。

右に對し、できる限り詳細な答弁を求めたい。